

有すると認められる者を追加すること。

第六 学生定員

学生定員は、学生受け入れに当たって、教育研究の質及び教育環境の確保、保証を図る観点から、その適正な管理が行われるものとする。

第七 校舎及び附属施設以外の場所での授業

高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとする。

第八 入学者選抜

入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第九 校地の面積

高等専門学校における校地の面積（寄宿舍その他の附属施設用地の面積を除く。）は、学生1人当たり10平方メートルとして、収容定員を基礎として算定した面積とする。

第十 教育研究環境の整備

高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究経費の確保等の方法により、良好な教育研究環境の整備を図るものとする。

第十一 段階的整備

教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

第十二 施行期日

この改正は、平成15年4月1日から施行するものとする。

第十三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

学位規則改正要綱

第一 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位

専門職大学院の課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に授与する学位は〇〇修士（専門職）とすること。

法科大学院の課程を修了した者に授与する学位を修了した者に授与する学位は法務博士（専門職）とすること。

第二 専門職学位の学位授与の要件

専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三 専攻分野の名称関係

大学は、専門職学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（ただし、法科大学院の課程を修了した者に学位を授与する場合には、「法務」を付記すること。）

資料9：医師国家試験改善検討委員会報告書（概要）*1

医師国家試験改善検討委員会*2（2003.4.17）

I. 趣旨

臨床研修の必修化など医師の資質の向上に向けた取り組みが行われている中、改めて現状の医師国家試験を評価し、医師国家試験の改善を行うため、平成14年7月に「医師国家試験改善検討委員会」を再開し、ワーキンググループでの審議を含め、計7回の審議を行い、今般改善事項を取りまとめた。なお、これらの改善事項は平成17年（第99回）の試験から適用することが望ましい。

*1<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0417-2a.html> (accessed 18 July 2006)

*2委員長：黒川 清

II. 医師国家試験改善検討委員会報告書の概要

1. 平成17年（第99回）の試験からの改善事項

(1) 出題数・出題内容

出題数は引き続き500題とし、出題内容としては基本的な診療能力に関する出題の充実を図りつつ、医の倫理・患者の人権、医療面接等にも配慮した出題にも考慮する。

臨床実地問題は臨床実習の成果が反映される問題を出題する。

試験設計表（ブループリント）により各項目ごとの規定数を引き続き規定する。

(2) 合否基準

合否基準は引き続き現行の合否基準を踏襲する。具体的には、必修問題に対しては絶対基準、一般問題・臨床実地問題に対しては各々平均点と標準偏差を用いる相対基準を用いる。また、禁忌肢を選択した場合はこれまでどおり合否の判断に採用する。

(3) 試験問題の公募，プール制の導入，試験問題の回収

公募問題は採点対象として出題することは十分可能であると評価されることから、試験問題や視覚素材の公募範囲を臨床研修病院や日本医師会等に適宜拡大するとともに、ブラッシュアップ体制を強化・効率化を行い、当面、約1万題程度（将来的には数万題）の試験問題を蓄積し、プール制へ移行する。

また、良質な試験問題を繰り返し出題するために引き続き試験問題の回収を行う。

(4) 試験の早期化

臨床研修の必修化を踏まえ、医師国家試験を2月第3週頃迄に実施し、合格発表を3月中に行う。

2. 改善する方向性が定まった事項

受験回数の制限は将来的な導入に向けて具体的な方策を検討する。

実技試験（OSCE）は卒前教育における普及等を踏まえて導入する。

3. 関係機関への要請事項

全国の大学医学部・医科大学に対して、試験問題の公募への協力を依頼するとともに、臨床実習等の評価法として実技試験（OSCE）の実施の拡充や臨床実習前の共用試験の充実を要請する。また、試験の早期化に対する協力を要請する。

報告書全文：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0417-2b.html> (accessed 18 July 2006)

資料10：医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について*

厚生労働省（2003.6.12）

目次

1. 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
2. 別添1 臨床研修の到達目標
3. 別添2 医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言
4. 様式1 指定申請書
5. 様式2 プログラム責任者履歴書
6. 様式3 医師名簿
7. 様式4 研修協力施設概況表
8. 様式5 研修協力施設承諾書
9. 様式6 臨床研修病院群の連携体制
10. 様式7 臨床研修病院変更届
11. 様式8 臨床研修病院年次報告書
12. 様式9 臨床研修協力施設年次報告書
13. 様式10 取消申請書
14. 様式11 臨床研修中断証
15. 様式12 臨床研修中断報告書

16. 様式13 臨床研修の再開受け入れに係る履修計画表
17. 様式14 臨床研修修了証
18. 様式15 研修未修了理由書
19. 様式16 臨床研修の未修了者に係る履修計画表
20. 様式1の別紙1 研修管理委員会名簿
21. 様式1の別紙2 診療科ごとの患者数
22. 様式1の別紙3 研修プログラム概要
23. 様式1の別紙4 指導医名簿
24. 様式4の別紙1 診療科ごとの患者数
25. 様式8の別紙1 診療科ごとの患者数
26. 様式8の別紙2 研修プログラム概要
27. 様式8の別紙3 指導医名簿
28. 様式8の別紙4 診療科ごとの患者数

（以下略）

*<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/keii/030818/030818.html> (accessed 18 July 2006)